

阪神水道企業団公報

平成24年 1 月 16 日

第241号

毎月15日発行
発行所
阪神水道企業団
神戸市東灘区西岡本
3丁目20番1号

目 次

◇条 例◇

- 特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 特別職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

◇規 則◇

- 阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則
- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

◇訓 令◇

- 阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

◇管 理 規 程◇

- 阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程

◇告 示◇

- 平成22年度阪神水道企業団水道事業会計決算
- 平成23年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

条 例

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団条例第4号

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例（昭和27年条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年12月31日」を「平成26年12月31日」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の90」を「100分の80」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

特別職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団条例第5号

特別職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の退職手当に関する条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項 第 1 号 中 「100 分 の 27」 を 「100 分 の 20」 に 改 め、 同 項 第 2 号 中 「100 分 の 23」 を 「100 分 の 20」 に 改 め る。

附 則

この 条 例 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

議 会 の 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

平成23年12月21日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団条例第 6 号

議 会 の 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

議 会 の 議 員 そ の 他 非 常 勤 の 職 員 の 公 務 災 害 補 償 等 に 関 す る 条 例 (昭 和 42 年 条 例 第 6 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 10 条 の 2 第 2 号 中 「 第 5 条 第 12 項 」 を 「 第 5 条 第 13 項 」 に、 「 同 条 第 6 項 」 を 「 同 条 第 7 項 」 に 改 め る。

附 則

この 条 例 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月21日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団条例第 7 号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(阪 神 水 道 企 業 団 一 般 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例 (昭 和 27 年 条 例 第 52 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 を 次 の よ う に 改 め る。

別 表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外 の職員	1	125,000	137,200	187,400	227,900	248,100	296,000	370,000
	2	125,800	137,900	189,000	229,700	250,100	298,300	373,100
	3	126,600	138,600	190,600	231,500	252,100	300,600	376,200
	4	127,400	139,300	192,200	233,300	254,100	302,900	379,300
	5	128,000	140,100	193,600	235,100	255,900	305,300	382,400
	6	128,800	141,000	195,300	237,100	258,000	307,900	385,700
	7	129,600	141,900	197,000	239,100	260,100	310,500	388,900
	8	130,400	142,800	198,700	241,000	262,200	313,100	392,200
	9	131,200	143,700	200,200	242,900	264,300	315,600	395,300
	10	132,100	144,900	202,000	245,000	266,500	318,300	398,600
	11	133,000	146,100	203,800	247,100	268,700	321,000	401,900
	12	133,900	147,300	205,600	249,200	270,900	323,700	405,200
	13	134,700	148,400	207,200	251,200	273,200	326,400	407,500
	14	135,600	150,000	209,100	253,400	275,500	329,300	410,800
	15	136,500	151,600	211,000	255,600	277,800	332,200	414,000
	16	137,400	153,200	212,900	257,700	280,100	335,100	417,300
	17	138,100	154,600	214,900	259,800	282,500	338,100	420,300
	18	139,300	156,300	216,900	262,000	284,900	341,000	423,300

19	140,500	158,000	218,900	264,200	287,300	343,900	426,300
20	141,700	159,700	220,900	266,300	289,700	346,800	429,200
21	142,700	161,300	222,500	268,400	291,900	349,700	432,400
22	144,200	163,100	224,500	270,600	294,300	352,700	435,400
23	145,700	164,900	226,500	272,800	296,700	355,700	438,400
24	147,200	166,700	228,500	275,000	299,100	358,700	441,500
25	148,700	168,400	230,300	277,100	301,200	361,200	444,400
26	150,400	170,200	232,300	279,300	303,600	364,200	447,500
27	152,100	172,000	234,300	281,500	306,000	367,200	450,500
28	153,800	173,800	236,300	283,700	308,400	370,200	453,600
29	155,600	175,400	238,100	285,900	310,700	373,300	456,500
30	157,400	177,300	240,100	288,000	313,100	376,300	459,200
31	159,200	179,200	242,100	290,100	315,500	379,300	461,800
32	161,000	181,100	244,100	292,100	317,900	382,300	464,500
33	162,800	182,800	246,100	294,100	320,200	385,300	467,000
34	164,500	184,600	248,100	296,200	322,600	388,100	469,300
35	166,200	186,400	250,100	298,300	325,000	390,900	471,500
36	167,900	188,200	252,100	300,400	327,400	393,700	473,800
37	169,500	190,000	253,800	302,400	329,700	396,200	476,100
38	171,200	191,800	255,900	304,700	332,100	398,600	478,300
39	172,900	193,600	258,000	306,900	334,500	401,000	480,300
40	174,600	195,400	260,100	309,100	336,900	403,400	482,500
41	176,300	197,300	262,100	311,300	339,200	405,800	484,500
42	177,600	199,100	264,200	313,600	341,500	407,800	486,500
43	178,900	200,900	266,300	315,900	343,800	409,800	488,500
44	180,200	202,700	268,400	318,100	346,100	411,700	490,500
45	181,300	204,600	270,300	320,300	348,200	413,600	492,300
46	182,200	206,500	272,400	322,100	350,000	415,300	493,900
47	183,100	208,400	274,500	323,900	351,900	416,900	495,500
48	184,000	210,300	276,600	325,700	353,800	418,500	497,100
49	184,700	212,000	278,600	327,400	355,200	420,100	498,700
50	185,500	213,800	280,700	329,100	356,700	421,300	500,000
51	186,300	215,600	282,800	330,800	358,200	422,500	501,300
52	187,100	217,400	284,900	332,400	359,700	423,700	502,600
53	187,800	219,300	286,800	334,000	361,200	424,800	503,600
54	188,600	220,900	288,800	335,700	362,600	425,800	504,800
55	189,400	222,500	290,800	337,300	364,000	426,800	506,000
56	190,200	224,100	292,800	338,900	365,400	427,900	507,100
57	191,000	225,800	294,900	340,500	366,800	428,800	508,100
58	191,700	227,400	296,800	342,500	368,000	429,700	509,100
59	192,400	229,000	298,700	344,500	369,100	430,700	510,000
60	193,100	230,400	300,600	346,400	370,300	431,700	511,000

61	193,600	231,800	302,500	348,300	371,500	432,400	511,900
62		233,200	304,700	350,000	372,500	433,400	512,800
63		234,700	306,900	351,800	373,600	434,400	513,700
64		236,200	309,100	353,600	374,700	435,300	514,600
65		237,500	311,400	355,300	375,700	436,300	515,400
66		239,000	313,800	356,900	376,700	437,200	516,300
67		240,500	316,200	358,400	377,700	438,200	517,200
68		242,000	318,600	359,900	378,700	439,100	518,000
69		243,300	320,700	361,300	379,600	440,000	518,900
70		244,700	322,200	362,800	380,500	440,900	519,700
71		246,100	323,600	364,200	381,400	441,900	520,500
72		247,500	325,000	365,600	382,400	442,800	521,300
73		248,700	326,200	366,900	383,300	443,600	522,100
74		249,600	327,500	368,100	384,100	444,500	522,900
75		250,600	328,800	369,300	385,100	445,400	523,700
76		251,600	330,100	370,500	386,100	446,300	524,500
77		252,500	331,100	371,700	386,800	447,200	525,200
78		253,500	332,000	372,800	387,800	448,000	525,900
79		254,500	332,900	373,900	388,800	448,900	526,600
80		255,500	333,800	375,000	389,700	449,800	527,300
81		256,400	334,200	376,000	390,400	450,700	528,000
82		257,300	335,000	377,000	391,400	451,600	
83		258,200	335,800	378,000	392,300	452,500	
84		259,100	336,600	379,000	393,300	453,400	
85		259,800	337,400	380,000	394,100	454,400	
86		260,600	338,200	381,000	394,900	455,200	
87		261,400	339,000	382,000	395,800	456,100	
88		262,200	339,800	383,000	396,700	457,000	
89		262,800	340,600	383,800	397,600	457,800	
90		263,500	341,200	384,800	398,400	458,700	
91		264,200	341,900	385,700	399,300	459,600	
92		264,900	342,500	386,600	400,200	460,500	
93		265,500	343,000	387,500	401,000	461,300	
94				388,500	401,900	462,200	
95				389,400	402,800	463,100	
96				390,300	403,600	464,000	
97				391,100	404,400	464,800	
98				392,100	405,400	465,600	
99				393,100	406,400	466,400	
100				394,000	407,300	467,200	
101				394,800	408,100	468,000	
102				395,700	409,000	468,800	
103				396,600	409,800	469,600	

104	397,500	410,700	470,400
105	398,300	411,500	471,100
106	399,200	412,400	471,800
107	400,100	413,300	472,500
108	400,900	414,200	473,200
109	401,800	415,000	473,800
110	402,700	415,900	474,500
111	403,600	416,800	475,200
112	404,400	417,700	475,900
113	405,200	418,600	476,600
114	406,200	419,500	477,200
115	407,100	420,400	477,800
116	408,000	421,300	478,400
117	408,800	422,300	479,000
118	409,700	423,200	479,600
119	410,600	424,100	480,200
120	411,500	425,000	480,800
121	412,300	426,000	481,400
122	413,200	427,000	
123	414,000	428,000	
124	414,900	429,000	
125	415,700	429,800	
126	416,600	430,700	
127	417,400	431,600	
128	418,300	432,500	
129	419,100	433,400	
130	420,100	434,300	
131	420,900	435,100	
132	421,800	436,000	
133	422,600	436,900	
134	423,600	437,800	
135	424,400	438,700	
136	425,300	439,600	
137	426,100	440,500	
138	427,100	441,400	
139	428,100	442,300	
140	429,000	443,200	
141	429,900	444,200	
142	430,900	445,100	
143	431,800	446,000	
144	432,700	446,900	
145	433,500	447,900	

146					434,500	448,800		
147					435,400	449,700		
148					436,300	450,600		
149					437,100	451,600		
150					438,100	452,400		
151					439,000	453,300		
152					439,900	454,200		
153					440,700	455,200		
154					441,700			
155					442,600			
156					443,500			
157					444,400			
158					445,400			
159					446,300			
160					447,200			
161					448,100			
再任用 職員		148,900	185,800	249,500	276,600	290,000	327,800	395,900

(阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和32年条例第81号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「100分の10」の次に「(阪神水道企業団事業施行区域外の地域において派遣職員として勤務する場合は、当該地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して企業長が別に定める割合)」を加える。

第3条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第6項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

第4条 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「受けていた給料月額」の次に「(阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年条例第7号)の施行の日において、当該給料月額に100分の99.51を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときにはこれを切り捨てた額とする。)」を加える。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、平成24年1月1日から施行する。
- 第2条中阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第10項の改正規定は、平成23年4月1日から適用する。

(号給の切替え)

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)別表の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 職員が改正前の条例に基づいて、平成23年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

規 則

阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月21日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団規則第4号

阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員就業規則（平成11年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(ハラスメントの防止)

第15条 職員は、ハラスメントをしないよう、自らの発言や行動に十分注意しなければならない。

- 2 職員を監督する地位にある者は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- 3 ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

第16条中「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月21日から施行する。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月21日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団規則第5号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（昭和33年訓令第150号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削り、第3項を第4項とし、第2項中「（昭和32年条例第81号）」を「（昭和32年条例第81号。以下「改正条例」という。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

(派遣職員への地域手当の支給割合)

- 3 改正条例附則第10項の「企業長が別に定める割合」は、当該地域に在勤する国又は地方公共団体の職

員に支給される地域手当の支給割合と同じ割合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年 4 月 1 日から適用する。
(地域手当の内払)
- 2 改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則に基づいて、平成23年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた地域手当は、改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則による地域手当の内払とみなす。

訓 令

訓令第 4 号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月28日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程
阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程(昭和25年訓令第99号)の一部を次のように改正する。
附則第 3 条中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成23年12月28日から施行する。

管 理 規 程

阪神水道企業団管理規程第 6 号

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月28日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団財務規程の一部を改正する規程
阪神水道企業団財務規程(昭和29年管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。
第41条中「第 1 号から第12号までに掲げる経費及び同条第 2 項、第 3 項に規定する資金のほか、次に掲げる経費」を「第15号の経費として、次の各号に掲げるもの」に改める。

附 則

この規程は、平成23年12月28日から施行する。

告 示

阪神水道企業団告示第26号

平成23年第 2 回阪神水道企業団議会定例会において認定された、平成22年度阪神水道企業団水道事業会計決算については、次のとおりである。

平成23年12月21日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1. 平成22年度阪神水道企業団水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減 (△減)	備考
	当初予算額	補正予算額 (△減)	合計			
第1款 水道事業収益	19,312,294,000	29,273,000	0	19,341,567,000	136,952,532	
第1項 営業収益	18,753,219,000	29,273,000	0	18,782,492,000	108,614	(うち仮受消費税及び地方消費税 894,398,011円)
第2項 営業外収益	559,074,000	0	0	559,074,000	1,803,150	(うち仮受消費税及び地方消費税 2,096,846円)
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	135,040,768	

支出

区分	算額						決算額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不用額	備考
	予算額			算額						
	当初予算額	補正予算額 (△減)	予備費 支出額	流用増減額 (△減)	地方公営企業法 第24条 第3項の規 定による 支出額	小計				
第1款 水道事業費用	20,077,531,000	537,536,000	0	0	0	20,615,067,000	0	20,261,680,787	353,386,213	
第1項 営業費用	15,943,804,000	29,273,000	0	0	0	15,973,077,000	0	15,544,840,064	428,236,936	(うち仮私消費税及び地方消費税212,084,580円)
第2項 営業外費用	4,128,724,000	0	0	0	0	4,128,724,000	0	4,109,849,632	18,874,368	(うち仮私消費税及び地方消費税148,766円)
第3項 特別損失	3,000	508,263,000	0	0	0	508,266,000	0	606,991,091	△ 98,725,091	
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000	

(2) 資本的收入及び支出
収入

区分	子算額				算額			決算額	予算額に比 決算額の増減 (△減)	備考
	当初予算額	補正予算額 (△減)	小計	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額に係る 財源充当額	継続費・通次繰越額 に係る財源充当額	合計				
						合計				
第1款 資本的收入	2,785,822,000	4,902,210,000	7,688,032,000	603,269,000	0	8,291,301,000	7,513,316,539	△ 777,984,461	(翌年度繰越額に係る財源 充当額 461,000,000円)	
第1項 企業債	906,000,000	4,792,000,000	5,698,000,000	390,000,000	0	6,088,000,000	5,527,000,000	△ 561,000,000	(翌年度繰越額に係る財源 充当額 0円)	
第2項 出資金	1,557,581,000	0	1,557,581,000	103,030,000	0	1,660,611,000	1,660,611,000	0	(翌年度繰越額に係る財源 充当額 76,698,000円)	
第3項 国庫補助金	178,097,000	0	178,097,000	110,239,000	0	288,336,000	211,638,000	△ 76,698,000	(うち仮受消費税及び 地方消費税 0円)	
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000		
第5項 工事負担金	140,152,000	0	140,152,000	0	0	140,152,000	0	△ 140,152,000	(翌年度繰越額に係る財源 充当額 134,397,000円)	
第6項 基金収入	3,989,000	0	3,989,000	0	0	3,989,000	3,856,598	△ 132,402		
第7項 長期貸付金返還金	1,000	110,210,000	110,211,000	0	0	110,211,000	110,210,941	△ 59		
第8項 その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000		

支出

区分	子算額				算額			決算額	翌年度繰越額	不用額	備考	
	当初予算額	補正予算額 (△減)	流用増減額 (△減)	小計	地方公営企業法 第26条の規定による繰越額	継続費・通次繰越額	合計					
							合計					
第1款 資本的支出	11,115,923,000	4,778,791,000	0	15,894,714,000	687,991,000	0	16,582,705,000	684,683,000	276,902,666	(うち仮払消費税及び地方 消費税73,135,165円)		
第1項 建設改良費	1,945,913,000	△ 11,371,000	0	1,934,542,000	687,991,000	0	2,622,533,000	684,683,000	276,764,641			
第2項 企業債償還金	5,377,716,000	4,812,206,000	0	10,189,922,000	0	0	10,189,922,000	0	4,099			
第3項 投資	3,989,000	0	0	3,989,000	0	0	3,989,000	0	132,402			
第4項 水利負担金	3,786,261,000	0	0	3,786,261,000	0	0	3,786,261,000	0	1,524	(うち仮払消費税及び地方 消費税117,736,546円)		
第5項 国庫補助金返還金	22,044,000	△ 22,044,000	0	0	0	0	0	0	0			

資本的收入額が資本的支出額に不足する額8,107,802,795円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額190,871,711円、過年度分損益勘定留保資金3,636,193,486円及び当年度分損益勘定留保資金4,280,737,598円で補てんした。

2. 平成22年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位 円)

1. 営業収益			
(1) 分賦金	17,857,165,069		
(2) 受託工事収益	27,322,904		
(3) その他の営業収益	<u>3,714,630</u>	17,888,202,603	
2. 営業費用			
(1) 原水費	1,040,665,798		
(2) 浄水費	2,291,731,932		
(3) 配水費	2,107,508,616		
(4) 受託工事費	27,322,904		
(5) 総係費	1,249,473,871		
(6) 議会費及び監査費	16,850,708		
(7) 減価償却費	8,496,105,263		
(8) 資産減耗費	<u>103,096,392</u>	<u>15,332,755,484</u>	
営業利益			2,555,447,119
3. 営業外収益			
(1) 受取利息	4,428,915		
(2) 補助金	395,822,000		
(3) 雑収益	<u>158,529,417</u>	558,780,332	
4. 営業外費用			
(1) 企業債取扱諸費	3,614,658,227		
(2) 雑支出	<u>2,997,539</u>	<u>3,617,655,766</u>	<u>△ 3,058,875,434</u>
経常損失			503,428,315
5. 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(1) 過年度損益修正益	<u>135,041,768</u>	<u>135,041,768</u>	
6. 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 固定資産除却損	0		
(1) 臨時損失	508,262,773		
(2) 過年度損益修正損	<u>98,728,318</u>	<u>606,991,091</u>	<u>△ 471,949,323</u>
当年度純損失			975,377,638
前年度繰越欠損金			<u>14,097,699,150</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>15,073,076,788</u></u>

3. 平成22年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位 円)

利益剰余金の部

I. 欠損金		
(1) 前年度未処理欠損金		<u>14,097,699,150</u>
繰越欠損金年度末残高		14,097,699,150
(2) 当年度純損失		<u>975,377,638</u>
当年度未処理欠損金		<u><u>15,073,076,788</u></u>

資 本 剰 余 金 の 部

I. 国庫補助金

1. 前年度末残高	62,237,602,869	
2. 前年度処分額	0	
3. 当年度発生高	211,638,000	
4. 当年度処分額	<u>159,473,855</u>	
5. 当年度末残高		62,289,767,014

II. 工事負担金

1. 前年度末残高	3,068,481,046	
2. 前年度処分額	0	
3. 当年度発生高	0	
4. 当年度処分額	<u>0</u>	
5. 当年度末残高		3,068,481,046

III. 受贈財産評価額

1. 前年度末残高	6,874,588	
2. 前年度処分額	0	
3. 当年度発生高	0	
4. 当年度処分額	<u>0</u>	
5. 当年度末残高		6,874,588

IV. その他資本剰余金

1. 前年度末残高	231,484,548	
2. 前年度処分額	0	
3. 当年度発生高	0	
4. 当年度処分額	<u>0</u>	
5. 当年度末残高		<u>231,484,548</u>

翌年度繰越資本剰余金

65,596,607,196

4. 平成22年度阪神水道企業団水道事業欠損金処理計算書

(単位 円)

1. 当年度末処理欠損金	15,073,076,788
2. 欠損金処理額	<u>0</u>
3. 翌年度繰越欠損金	<u><u>15,073,076,788</u></u>

5. 平成22年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

(平成23年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ. 土 地		8,707,718,369	
ロ. 建 物	17,208,363,275		
減価償却累計額	<u>4,967,445,183</u>	12,240,918,092	
ハ. 構 築 物	161,525,067,514		
減価償却累計額	<u>41,134,820,501</u>	120,390,247,013	
ニ. 機 械 及 び 装 置	91,013,840,916		
減価償却累計額	<u>49,027,476,160</u>	41,986,364,756	
ホ. 車 両 運 搬 具	35,174,900		
減価償却累計額	<u>28,010,860</u>	7,164,040	
ヘ. 器 具 備 品	926,369,493		
減価償却累計額	<u>619,853,221</u>	306,516,272	
ト. 建 設 仮 勘 定		<u>662,017,639</u>	
有形固定資産合計			184,300,946,181

(2) 無形固定資産

イ. 水 利 権		32,892,269,932	
ロ. 地 上 権		330,572,632	
ハ. 施 設 利 用 権		287,159,898	
ニ. 電 話 加 入 権		<u>1,082,281</u>	
無形固定資産合計			33,511,084,743

(3) 投 資

イ. 出 資 金		70,566,000	
ロ. 基 金		<u>467,078,782</u>	
投資合計			<u>537,644,782</u>

固定資産合計 218,349,675,706

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		6,430,289,299	
(2) 未 収 金		243,660,101	
(3) 貯 蔵 品		74,510,079	

流動資産合計 6,748,459,479

資 産 合 計 225,098,135,185

負債の部

3. 固定負債		
(1) 引当金	<u>1,189,357,256</u>	
固定負債合計		1,189,357,256
4. 流動負債		
(1) 未払金	1,611,099,448	
(2) 前受金	4,520,250	
(3) 預り金	66,671,933	
流動負債合計		<u>1,682,291,631</u>
負債合計		<u>2,871,648,887</u>

資本の部

5. 資本金		
(1) 自己資本金	82,657,562,519	
(2) 借入資本金		
イ. 企業債	<u>89,045,393,371</u>	
借入資本金合計		<u>89,045,393,371</u>
資本金合計		171,702,955,890
6. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ. 国庫補助金	62,289,767,014	
ロ. 工事負担金	3,068,481,046	
ハ. 受贈財産評価額	6,874,588	
ニ. その他資本剰余金	<u>231,484,548</u>	
資本剰余金合計		65,596,607,196
(2) 欠損金		
イ. 当年度未処理欠損金	<u>15,073,076,788</u>	
欠損金合計		<u>15,073,076,788</u>
剰余金合計		<u>50,523,530,408</u>
資本合計		<u>222,226,486,298</u>
負債資本合計		<u>225,098,135,185</u>

阪神水道企業団告示第27号

平成23年第2回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成23年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算については、次のとおりである。

平成23年12月21日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

平成23年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第1条 平成23年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) △ 減	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	19,306,486 千円	86,672 千円	19,393,158 千円
第3項 特別利益	1 千円	86,672 千円	86,673 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	22,297,688 千円	△ 72,784 千円	22,224,904 千円
第2項 営業外費用	3,530,175 千円	△ 72,784 千円	3,457,391 千円
第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,499,252千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額182,536千円及び損益勘定留保資金8,316,716千円で補てんするものとする。」に改める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) △ 減	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	6,354,138 千円	8,466 千円	6,362,604 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円	3,867 千円	3,868 千円
第7項 その他資本収入	1 千円	4,599 千円	4,600 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	14,825,928 千円	35,928 千円	14,861,856 千円
第2項 企業債償還金	8,629,156 千円	35,928 千円	8,665,084 千円